

令和元年7月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和元年7月10日(水) 午後2時 田辺市役所本庁 4階 第一委員会室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番(代理) 鈴木 一弘 推進委員 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝
13番 上森 力 14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 3番 棒引 昭治

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 里上佳史 企画員 片井恵子

会議録署名委員 15番 岡上 達 16番 川井 洋之

議長 長

皆さん、こんにちは。梅雨入りが遅れたりしたようで、消毒のタイミングが悩ましいところです。先日、和歌山県農業会議の総会に出席してきました。その際、当農業委員会が農業者年金事業加入推進に功績があった機関として表彰を受けましたことをご報告いたします。それから、梅の買取単価が良い状況です。秀品がもう少し良い値だと作り甲斐があるのですが、下等級の単価が良い状況です。生産者としては、しっくりこない気持ちでいっぱいです。本日も審議、よろしくお願ひします。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について及び所有権移転についての申し出がございますので、併せて、事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 岡本

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の702㎡、他1筆、合計2,447㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年6月13日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,330㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年6月4日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、629㎡、他1筆、合計925㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間2万円・持参払い、期間は令和元年8月1日から令和3年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,750㎡、他2筆、合計7,813㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間3万円・持参払い、期間は令和元年8月1日から令和2年7月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、466㎡、他17筆、合計5,417㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、全体で年間米3俵・持参払い、期間は令和元年8月1日から令和11年7月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、325㎡、他1筆、合計513㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和元年8月1日から令和4年7月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、

畑、238㎡、他3筆、合計1,347㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和元年8月1日から令和3年12月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,380㎡、他3筆、合計8,236㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年8月1日から令和11年7月31日の新規です。合計6件、33筆、24,251㎡、貸し手6名、借り手6名です。続いて、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,163㎡、他1筆、合計3,307㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は200万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和元年7月22日、所有権移転の時期は令和元年7月22日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,102㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は300万円、支払方法、支払期限は持参払い、令和元年7月22日、所有権移転の時期は令和元年7月22日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、329㎡、他2筆、合計2,628㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的はみかん、対価は200万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和元年7月22日、所有権移転の時期は令和元年7月22日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、158㎡、他1筆、合計287㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は梅、対価は26万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和元年7月22日、所有権移転の時期は令和元年7月22日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、471㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は野菜、対価は47万1千円、支払方法、支払期限は口座払い、令和元年7月22日、所有権移転の時期は令和元年7月22日です。合計5件、9筆、9,795㎡、売り手5名、買い手4名です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。
続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番2番異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新です。3番異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新です。4番異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番異議ございません。

議 長 はい、以上6件異議なしとのことでございます。そのように取り計らって

よろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番5番異議ございません。

議 長 はい、以上5件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で基盤法に係る議案は終了しました。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、3番棒引委員さんより欠席の届けが出てございます。代理としまして農地利用最適化推進委員の鈴木一弘委員さんに出席いただいております。本日の会議録署名委員に、15番岡上達委員さん、16番川井洋之委員さんよろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号許可の取消願（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,031㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は702㎡、他2筆、合計2,518㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は51㎡、他15筆、合計6,919㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は234㎡、他1筆、合計1,033㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は692㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上5件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、

農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

- 議 長 はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。管理された農地です。3番異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。
- 議 長 はい、以上5件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
- 里上 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は549㎡、他1筆、合計873㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟231.82㎡、駐車場等641.18㎡、合計873㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域及び準工業地域）にありますので、第3種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査報告を行います。一昨日、7月8日午前9時15分に、本宮行政局駐車場に〇〇〇〇委員さん・岡内事務局長さん・里上係長さん、それに私の4名が集合し、調査を行うため、現地に向けて出発いたしました。当日は薄雲りで、時折、雲の切れ目から日が差して、用意した雨傘を広げることもなく、絶好の日和に恵まれました。現地調査対象案件は、農地法第2条による農地でない旨の証明願ひが3件4筆、農地の形状変更申請が1件2筆、農地法第4条による許可申請が1件2筆、それに農地法第5条に基づく許可書交付後において、諸般の事情により、許可の取消し願ひがあった1件2筆、合わせて6件10筆であります。この中で隣接同意を必要とする1件には、畑が3筆ありまして、いずれも同意を得ております。また、これらの申請に関する水利組合の同意を得ておりま

す。それでは、議案の順序により、農地法第4条による許可申請について、私から報告します。この件は、〇〇〇字〇〇〇〇の畑2筆合計873㎡に共同住宅1棟8戸建築面積231.82㎡と、16台分の車が収容できる駐車場等641.18㎡を整備する計画です。この件の申請人は、高齢により体力が減退したため、従来通り、農作業を続けることが困難となり、土地の有効利用を図るため、自ら事業主となって実行しようとするものです。現地は、穏やかな傾斜のかかった畑に温州みかんと覚しき小さな実をつけた木が管理の行き届いた状態で植えつけられていました。ふと、時節が過ぎ、黄色の果実がたわわに実った姿を思い起こし、一瞬、もったいないと感じましたけれども、先ほど申し上げましたように、高齢による体力の減退、土地の有効活用をするための計画であることを合わせ考えるときに、私の思いは消え去りました。整備を行う工法のうち、土地の切り取りが高さ50cm、盛り土が高さ120cmの設計になっているところから、切り取った土は、全て流用盛土として処理され、他所への搬出はないものと思われま。生活雑排水等の処理については、合併浄化槽を設置して処理を行ったあと、申請地内に整備するU字溝を通じて、雨水とともに隣接する市道の側溝に放流する予定です。以上のことから、問題はなく、許可相当として認めました。なお、この地区は、地籍調査がまだ実施されていないため、公図が公示されていません。従って、旧字図並びに登録簿による記載事項と、現地の状況から調査・確認をいたしました。これで、議案第2号、農地法第4条にかかる許可申請についての調査報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。1番

〇〇番 委員
議長

〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおり、1番異議ございません。はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員
議長

異議なし。
はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

里上 係長

4ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は56㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は平成6年2月から住宅用地の一部、駐車場として利用し、現在に至っております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が公衆用道路、面積は62㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は隣接地の公衆用道路の法面として利用し、現在に至っております。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が原野、面積は180㎡、それともう1筆が、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が山林、面積は763㎡です。申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地〇〇〇〇は隣接する原野（竹林）から竹根が入り込み現在は竹林化しております。申請地〇〇〇〇は昭和35年頃から害獣被害により耕作を諦め、杉

苗を植林し、現在は山林となっております。以上3件、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願ひの1番について調査報告を行います。この土地は、平成6年2月、隣接する土地に娘夫婦が自宅を新築した際に宅地の一部として使用することになりました。途中、西側に位置する市道の道路用地として一部提供した残りの土地56㎡を娘夫婦の自家用車の駐車場として活用を始めて25年の歳月が経過しております。隣接状況は、東側は宅地、西側は市道、南側は娘夫婦の住宅地、北側は市道となっております。近隣住民及び地元農業委員の証明も添付されております。以上のことから、他に及ぼす悪影響は見受けられず、現在の社会生活から押し測って、自家用車の駐車場を確保することが、必要不可欠であると思慮されることから、受理することが妥当であると判断いたしました。次に2番について報告を行います。この土地は、以前から、隣接する公衆用道路と段差及び勾配のない法面として利用され、長年の慣習により、近隣住民が歩行する上での補助的物件として活用されております。また、横幅が1m程度と狭く、細長い地形で、小型農機の方向転換もできない状況にあるため、耕作することが不可能に近い状況にあります。隣接状況は、東側は市道及び里道で、西側は宅地、南側は公衆用道路と宅地で北側は宅地となっております。また、近隣住民及び地元農業委員の証明も添付されているところから、火災や自然災害発生時における避難道への期待も大なるものがあると慮って、受理することが妥当であると判断いたしました。以上1番・2番について、私からの報告を終わり、引き続いて〇〇〇〇委員さんからの報告をお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番について説明します。2筆ございますが、それぞれ離れたところに位置しています。〇〇〇字〇〇〇〇の場所は〇〇〇〇より北へ約400m、現況は原野です。隣接状況は東側が山林、西側が公衆用道路、南側が畑、北側が山林です。当該地区は、平成23年9月に発生した台風12号により甚大な被害を受け、バラスや砂が堆積した。その後も度重なる台風や集中豪雨により、栽培中の梅の木が流失し、竹根が入り込み原野化して現在に至っております。もう一つの〇〇〇字〇〇〇〇の場所は、〇〇〇〇より東へ約2.1km、現況は山林です。隣接状況は東側が山林、西側が河川、南側が山林、北側が山林です。当該地区には、1、2軒の民家及び少数の農地があったが、車道もなく日々不便な生活を送り、病気や自然災害発生の観点から転居を余儀なくされています。また、住民がいなくなると鳥獣害が急増したため、昭和35年頃、やむを得ず、耕作をあきらめ、杉苗を植林し現在に至っております。これらの2筆の土地については、地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。2番異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3番異議ございません。
議	長	はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。
里上	係長	5ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は712㎡、他1筆、合計1,359㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約150m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が畑、西側が市道、南側が畑、北側が畑です。形状変更の理由は、湿地のため、盛土して梅畑に形状変更を行うものです。高さ50cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び北側と南側水路へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番異議ございません。
議	長	はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号許可の取消願（農地法第5条）について、事務局からの説明をお願いします。
里上	係長	6ページをお願いします。議案第5号許可の取消願（農地法第5条）です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が山林、現況が畑、面積は416㎡、他1筆、合計1,961㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,961㎡、理由は収支計画の見通しの不安により、太陽光発電施設の設置計画を取り止めたため。以上1件について、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約500m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が畑、西側が宅地、南側が畑、北側が畑です。取消し願いの理由は、太陽光発電施設・パネル216枚設置・49.5kw発電設備を設置するため許可を得たが、収支計画の見通しの不安感から、太陽光発電施設の設置計画を取りやめたためです。現地は梅の木が伐採・

除根されていますが農地の状態であり、今後、再び梅畑として利用される
とのことであり、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。電力買取価格の低下や維持管理費用の負担等々で不安に
なったようです。今年の秋に新たに梅を植えたいとのことで、苗木を手配
中と聞いております。1番異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らって
よろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号
農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

里上 係長 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は
登記簿、現況共に畑、面積は402㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受
人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和元年6月12日、価格は40万2千
円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。
以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、あっせんの顛末の報告をお願い
します。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、6月12日に買受人さんの自宅において、
売渡人さん、買受人さんと私たち委員3名の計5名が集い、あっせんが成
立しました。買受人さんは大規模にみかん畑・梅畑を耕作されています。
後継者もいます。この農地を買い受けることで一帯が買受人さんの農地と
なります。以上、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせん委員さん大変ご苦労さまでした。
ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続き
まして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議に
ついて、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は
登記簿、現況共に畑、面積は193㎡の内4㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇
〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コン
クリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続き
まして、報告第3号農地使用賃借契約の合意解約通知について、事務局か
らの説明をお願いします。

片井 企画員 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は
登記簿、現況共に畑、面積は3,102㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借
人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年6月10
日です。理由は経営基盤強化促進法による所有権移転を行うため。以上1

- 件、ご報告申し上げます。
- 議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。6月の県の農業会議に提出いたしました5条申請5件の内、4件は無事答申されましたが、太陽光発電付帯設備の案件については、県の太陽光条例等との関連もあることから、現在、県の各担当課にて調整並びに審議中とのことで許可はまだ出ていないとのことです。以上ご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、冒頭あいさつにも申し上げましたように、農業者年金事業加入推進に功績があった機関として表彰を受けましたので表彰状をご披露します。
(事務局から表彰状を披露)
- 片井 企画員 表彰受賞について説明あり。
議 長 農業委員及び農地利用最適化推進委員合同会議開催を検討中であることの説明あり。
- 議 長 他に何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 無いようでしたら、本日は慎重にご審議いただきましてありがとうございました。これで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後2時45分終了